

答申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和5年2月24日福警留第111号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、女性専用留置施設及び女性集中留置施設（以下、併せて「女性専用留置施設等」という。）の所在地に関する情報は開示すべきである。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 開示請求の内容

審査請求人は、福岡県内における女性専用留置場及び女性集中留置場の設置（当該施設の名称及び所在地が分かるもの）に関する公文書について公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 審査請求に係る対象公文書及び開示決定の状況

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、「福岡県警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令の運用について（通達）（福岡県警察本部内訓第1号）」である。

実施機関は、本件公文書に記載された次の情報について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第4号及び同項第6号に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

ア 女性専用留置施設等の所在地に関する情報（以下「本件非開示情報」という。）

イ 委託留置に係る被留置者の処遇に関する情報

ウ 事故防止上、特に留意すべき事項等に関する情報

エ 被留置者の所持金品の保管に関する情報

オ 特別要注意者等に関する情報

カ 被留置者の証拠隠滅等行為を防止するための措置に関する情報

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件非開示情報の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和5年2月10日付けで、実施機関に対し、条例第6

条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和5年2月24日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和5年2月28日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

エ 諮問実施機関は、令和5年8月24日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 女性専用留置施設等の所在地に関する情報は、既に報道されている例も少なくない。現に、実施機関は、令和3年4月に春日警察署の留置施設を本部直轄の留置施設へ変更しているが、その際当該留置施設が女性専用留置施設であることが報じられている。また、宮崎県警察本部でも、県内初の女性専用留置施設を日向警察署に設置し、その運用を開始する旨決定したが、これが報道されている。

更に、法務省が管轄する刑事施設ではあるが、女子を収容する少年院（以下「女子少年院」という。）についてもその所在地が公にされている。

これらの報道や、女子少年院の所在地の公開により、具体的に留置管理業務の適正な遂行が妨げられた事例は見当たらない。

(2) 殺人事件等の重要参考人が発見されたり、被疑者が逮捕されたりすると、その者の所在場所である警察署の玄関が写る場所で報道機関が待ち構えている。実施機関がこのような状況を黙認しているのであるから、留置担当者の業務が過重となることは現実的にはあり得ない。また、仮にあるとしても、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）に基づく対応になるのであって、それは法令が予定しているところである。

(3) 被留置者の護送に当たって、被留置者が接見等禁止中の場合には、接見等禁止でない場合よりも万全を期した護送業務が行われるのであって安易に一般人と接触しないよう細心の注意が払われている。

したがって、実施機関が主張する犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれは根拠を欠いており、具体的可能性を想定できるものではない。

(4) 本件非開示情報を公にしたとしても、留置管理業務の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがあるとは認められず、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。以上によれば、条例第7条第1項第4号及び同項第6号に該当するとして非開示とした本件決定は不合理なものと言わざるを得ない。

5 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関における女子の被留置者数は、男子の被留置者数と比較して非常に少なく、福岡県警察本部及び各警察署に設置された留置施設のうち、女性専用留置施設等が設置されている警察署等は限定されていることから条例第7条第1項第4号及び同項第6号に該当し、非開示としたものである。
- (2) 審査請求人が主張する令和3年4月の報道について、実施機関は、報道連絡票を作成していない。仮に当該報道が実施機関の報道連絡票等で行われていたとしても、それはいち留置施設に関する一時的な報道にすぎず、そのことをもってすべての留置施設の情報が将来にわたり一般に公にされるものとは認められない。
- (3) 被留置者の処遇においては、検察庁への身柄の送致、勾留質問、公判出廷等に伴う検察庁及び裁判所への護送や拘置所への移送、捜査護送、診療に伴う護送（以下「護送等」という。）の際に被留置者が警察施設外に出る機会は数多く存在する。特に社会的反響の大きな事件になるにつれて、護送等において警察施設外に出た際、事件関係者のほか、当該事件に興味を持つ一般人からの衆目に触れやすくなることから、このような状況下において、限定された女性専用留置施設等の所在が明らかになった場合、その留置先の推測及び接見行為が容易となり、護送等時における当該被留置者のプライバシー保護に特段の配慮が必要となり、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる。
- (4) 当該被留置者が接見禁止処分を受けている場合においても、当該被留置者が警察施設外に出る機会を見計らい、事件関係者が通謀等による罪証隠滅を図ったり、恨みによる報復等を敢行するおそれが高まるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

ア 留置管理業務の意義

留置管理業務は、刑事訴訟法等の法令の定めるところにより被留置者の拘禁及び処遇に関する業務を行うものであって、その主たる業務は、被留置者の適正な処遇を図りながら、逃走や罪証隠滅を防止することであり、ひいては刑罰法令の適正かつ迅速な適用を実現するもので、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するという警察法の規定する警察の責務を果たす上で重要な役割を果たすものである。

イ 女子の被疑者等の留置について

都道府県警察は、刑事収容施設法第14条第1項の規定に基づき、留置施設を設置することとされており、実施機関における留置施設は、福岡県警察本部及び各警察署に設置されている。

このうち女子の被疑者等を留置するときは、福岡県警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令（平成19年福岡県警察本部訓令第19号。以下「訓令」という。）第13条の規定に基づき、原則として、女性専用留置施設（女子の被留置者を収容し、女子の看守勤務員が常時看守勤務に従事する留置施設をいう。）又は女性集中留置施設（女子の被留置者を収容し、常時女子の看守勤務員を確保できない場合に男子の看守勤務員が看守勤務に従事する留置施設をいう。）に留置することとされている。

ウ 本件公文書について

実施機関は、訓令に基づいて、留置施設の適正な管理運営及び被留置者の適切な処遇に関し、必要な事項を定めている。

本件公文書は、実施機関が訓令第128条の規定に基づき、訓令の施行に関して必要な事項を定めたものであり、同公文書の「第3 留置」において女性専用留置施設等の設置場所を規定している。

(2) 本件非開示情報について

本件非開示情報は、実施機関が設置した女性専用留置施設等の設置場所の名称であり、同名称は警察署等の所属名であることから、同時にその所在地を示す情報となる。

(3) 条例第7条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、非開示とすることを定めている。

また、公にすることによる支障は、本号イからホまでに例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種の

ものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなど、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り非開示となる。

なお、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 該当性の判断

(7) 本件非開示情報は、実施機関が設置した女性専用留置施設等の所在地に関する情報であって、実施機関は、女性専用留置施設等が設置されている場所は限定されており、開示することで、特に社会的反響の大きな事件になるにつれて、護送等時における被留置者のプライバシー保護に特段の配慮が必要となり、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第7条第1項第4号に該当し、非開示としたと説明している。

他方、審査請求人は、女性専用留置施設を新設した際に、積極的に広報活動を行っている警察本部も存在しており、開示することで、実施機関の留置管理業務が過重になることはないと主張している。

(イ) 当審査会が実施機関に対して確認したところ、確かに、事件によっては、報道関係者や興味本位の一般人が来集して、被留置者の保護等のために留置管理業務が増え、他部署の人員をも割かなければならない事態が生じたことがあるようであった。

しかし、このような事態によって、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」といえるまでの実質的な支障が存在すると認めるには至らなかった。

また、当審査会が確認したところ、審査請求人の主張のとおり、他県警察本部のなかには、女性専用留置施設を新設した際、報道関係者等の取材に応じ、女性専用留置施設の所在地を明らかにしている事例があることが確認された。

実施機関の主張のとおり、本件非開示情報を開示することで、留置管理業務に支障が生ずるのであれば、他県警察本部で女性専用留置施設を新設した際においても、記者発表等を行われなければならないはずである。

(ウ) 実施機関が主張する本件非開示情報を開示することによる留置管理業務の支障は漠然としており、被留置者のプライバシー保護に特段の配

慮が必要になったとしても、それに伴う実施機関の事務又は事業にどのような支障がどの程度生じるのかについての具体性が乏しく、法的保護に値する蓋然性があるとまでは認められない。

以上から、本件非開示情報は、開示することで、留置管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号には該当しない。

(4) 条例第7条第1項第6号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示とすることを定めたものである。

本号に該当する情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断することが適当である。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

イ 該当性の判断

(7) 実施機関は、女性専用留置施設等が設置されている警察署等は限定されているため、本件非開示情報を開示することで、被留置者の留置先が特定され、護送等の際に、事件関係者が通謀等による罪証隠滅を図るおそれや、恨みによる報復等を敢行するおそれが高まるとの理由から、条例第7条第1項第6号に該当し、非開示としたと説明している。

これに対する審査請求人の主張は、公開により具体的に留置管理業務の適正な遂行が妨げられた事例は見当たらず、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないというものである。

(1) 当審査会が確認したところ、先述のとおり、女性専用留置施設を新設した際に報道関係者の取材に応じて女性専用留置施設の所在地を明ら

かにしている事例があることや、刑事施設である拘置所はその所在地及び収容予定者に関する情報を法務省ホームページにおいて公開していることが確認された。これらの状況に鑑みると、女性専用留置施設等の所在地の公開と上記実施機関の主張の相関関係は判然としない。

(ウ) 以上から、上記の実施機関の判断が、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるとは言い難く、本件非開示情報を開示することで、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは認められないことから、本号には該当しない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。